

秘書発第352号
平成28年11月7日

防衛大臣 稲田朋美 様

福知山市長 大橋一夫

陸上自衛隊福知山射撃場の米軍による限定使用の説明に
対する確認・要請事項について

標記について、下記のとおり確認・要請するので、回答を求める。

記

1 訓練の実施に関し、次の事項について、政府として責任を持って対応を行うこと。

(1) 米軍関係者による陸上自衛隊福知山射撃場の使用にあたっては、あらゆる事件・事故に対する万全の防止体制を確保すること。決してあってはならないが、万一事件・事故が発生した場合には、政府が責任をもって迅速かつ適切な措置を講じること。

(2) 陸上自衛隊福知山射撃場で訓練を行っている期間、米国軍人及び軍属等は、急病等の人道的措置を要する場合を除き、訓練施設から一切外出しないこと。

(3) 陸上自衛隊福知山射撃場の米軍関係者の訓練は、米軍経ヶ岬通信所の軍人・軍属に限っての使用とするとともに、自衛隊の管理・規則の下で実施すること。また、射撃資格認定のための拳銃・小銃等の訓練以外の訓練を行わないこと。

(4) 米軍による陸上自衛隊福知山射撃場の使用については、米軍関係者の使用を含め、同射撃場の近年の年間最大使用日数(今年の183日を基準)を超えないよう、必要最小限とするとともに、土曜・日曜・祝日や時間外の使用はしないこと。

(5) 米軍経ヶ岬通信所、陸上自衛隊福知山射撃場間の移動はバス等の集団移動を厳守するとともに、交通安全ルールの遵守などを徹底し、規律、管理を徹底できる体制で移動を行うこと。決してあってはならないが、万一交通事故が発生した際の対応体制を政府が責任をもって確立すること。

(6) 弾薬の扱いに係る管理監督者及び安全責任者を設置するとともに、射撃場内はもちろんのこと米軍経ヶ岬通信所、陸上自衛隊福知山射撃場間の施設間移動等も含め、万全の管理体制を確保すること。

2 射撃による騒音について、早急に騒音調査を実施するとともに、騒音を低減させるよう防音壁を設置するなど、効果的な騒音対策を実施すること。

3 射撃場周辺を強固なフェンスで囲むなど、安全管理施設の整備と安全対策の徹底を図ること。

4 室自治会からの要望、住民説明会においてなされた国の回答について誠意と責任をもって、真摯に履行、対応すること。

5 民生安定事業については随時地元意見を取り上げ、優先的に実施できるよう取り組むこと。